6　第２次試験

⑴　試験種目　口述試験及び身体検査

なお、口述試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2026年７月６日（月）から７月10日（金）までのうちの指定する日

試験日時の変更は、原則として認めない。

⑶　試験地　東京都、伊丹市

なお、試験場は、原則として上記都市内に設けるが、事情により上記都市周辺に設ける場合もある。また、申込受付締切後における「第２次試験地」の変更は認められない。

ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認められる。

7　最終合格者発表　2026年７月27日（月）に、防衛省ホームページにおいて、合格者の受験番号を掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　採用候補者名簿への記載及び当該名簿からの採用方法　試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、採用はこれらの名簿に記載された者の中から行う。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、最終合格者発表日から起算して１年を経過する日までとする。

9　初任給その他の給与　この試験に合格し、採用された者は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の適用を受け、俸給は原則として次のとおりとする。このほか同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

［適用俸給表］	［俸　給］
行政職俸給表㈠	１級25号俸

10　受験手続

⑴　受験の申込み　インターネットによる申込みを原則とする。

申し込むことができる「試験区分」は、いずれか１区分に限る。

なお、受験申込内容の変更は、やむを得ない場合を除き、申込受付期間までに申出があった場合に限り認める。

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

⑶　申込受付期間　2026年４月１日（水）から同月15日（水）まで

11　その他

⑴　受験に関する問合せは、下記の問合せ先に行うこと。

［問合せ先］　防衛省大臣官房秘書課採用企画室　〒162―8801　東京都新宿区市谷本村町５－１

☎03（3268）3111（代）　内線25000

⑵　身体に障害があるために、受験に際し、特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

⑶　試験の詳細については、防衛省のホームページを参照すること。

別記

専門試験（記述式）出題分野一覧

［試験区分］	［出題分野］
英　　語	英文和訳、和文英訳及び英文法
ロシア語	露文和訳、和文露訳及び露語文法
中　国　語	中文和訳、和文中訳及び中国語文法
朝　鮮　語	朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法
フランス語	仏文和訳、和文仏訳及び仏語文法

公　告

諸　事　項

破産手続開始